

「野良猫、地域猫に関する、行政、警察の取組のあり方の学習会」のご案内

平成29年10月6日

問合せ先：THEペット法塾 植田勝博法律事務所

TEL:06-6362-8177、FAX06-6362-8178 E-mail:uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

第1 開催要領

1 日時 平成29年11月22日（水）午後1時～5時

2 場所：エル大阪大会議室（本館6階）

（地下鉄天満橋、京阪天満橋西へ300m） TEL:06-6942-0001

3 テーマ「野良猫、地域猫に関する、行政・警察の取組のあり方の学習会」

4 講師

高木優治氏（元新宿区職員）、東京都の区職員2名（内1名資料のみ提供）、森喜平氏（「神戸市人と猫との共生推進協議会」事務局長、元神戸市職員）、その他（環境省など、未定）

5 内容

平成24年動物愛護法改正により、①法律は最大限動物を生かす（所有者探し、飼主の募集、民間の助力）と規定し、②付帯決議で殺処分目的の野良猫の引取の禁止、②官民一体でTNRにより地域の野良猫問題を解決する、となっています。現場では、野良猫餌やりが野良猫問題を発生させているとして行政、警察が餌やり規制や現場での処理がされて、餌やり、TNRの活動が妨害されて混乱し、京都では男性が野良猫の餌やりを妨害して警察を呼んで妨害をした行為について、裁判所が、妨害行為は犯罪にあたるとして、餌やり妨害者に損害賠償を命じた判決（平成29年3月）がされました。

野良猫問題、TNRについては、行政、警察の無理解がトラブルを生む原因となっています。行政・警察が、野良猫問題・地域猫の法律の理解と現場の対処を

理解することが必要であり、その勉強会を開催致します。

野良猫問題・地域猫の制度と取組は、東京都のモデルプラン（2001年）が基礎となっており、東京都元職員高木優治氏、及び、現役の野良猫問題の取組をされている東京都の職員2名の他、神戸市では、平成29年4月に「野良猫との共生をはかり、野良猫問題を解決するための条例」が施行されて取組がされています。

野良猫問題の経験の豊かな行政関係者を講師に招いて、講師の講演と参加者の質問や意見に答えていただき、野良猫問題・地域猫の現場の対処のあり方を学習して頂きます。

6 参加費用：資料代 2000円

7 参加予定人数200名（一般参加も可能です）

8 参加方法・申込先：THEペット法塾「行政・警察の野良猫学習会」

申込先：E-mail:uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp(植田法律事務所)まで 複数でのご参加の場合は人数を御明記下さい。

9 主催：THEペット法塾

10 後援：環境省（未定）

学習会の次第

(質問用紙を配布)

1 開会の挨拶

2 学習会の講義

① 東京都、現在の各区の取組 (区毎に現場に応じて多様)

高木様他2名の講師の方、内1名は資料提供のみ 各40分、合計120分

(休憩 10分)

② 神戸市協議会・森事務局長 (神戸市の野良猫管理、引取禁止行政や予算など、野良猫等協議会の組織、活動内容、現場のトラブル・取組等)

③ (4:00~4:50) 質問・意見、回答

(コーディネーター：植田、5分内で法制度・判決説明)

*環境省の御出席があったときは30分程度の講義・講演

3 (4:50~5:00) まとめ・閉会の挨拶

[講義の内容]

1 野良猫の苦情の内容

2 現場の軋轢の内容

3 トラブルの具体的処理方法 (成功例、失敗例)

4 餌やりの人達との対応の仕方

地域の人達との対応の仕方

5 いがみ合っている餌やりと住民の関係と調整。行政の役割、対応のあり方

6 地域の責任、官民一体のTNRへの進め方、その後の野良猫の扱い。

7 TNRの円滑な作業のノウハウ

費用の負担 (餌やり個人負担の限界、行政助成金、地域の責任)

獣医師会の協力、その他

8 TNRの成果とはどのようなものか。

9 野良猫の行政引取禁止はされているか。TNR等の予算の問題はあるか。

10 餌やり迷惑の苦情に対する警察の対応の仕方

餌やり者に対して。住民に対して。餌やり妨害者に対して。

動物の保護と遺棄の犯罪への対応

(警察庁：警察の職務は現場への臨場、動物の保護、犯罪の捜査と検挙)

など。

上記の内容を予定しますが、どのような内容になるかは講師のご判断で、講義レジュメ、資料を頂き、当日配布の予定です。